

JAMHSW 発第 21 - 414 号  
2022 年 2 月 8 日

公明党 障がい福祉委員会  
委員長 三浦 信 祐 様  
事務局長 宮崎 勝 様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会  
会長 田村 綾子

### 障害者総合支援法改正法施行後 3 年の見直しに関する意見

精神障害のある人々の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を行う立場から、下記の通り意見を申しあげます。

写  
記

#### I 法改正に係る要望事項

1. 利益追求の企業参入による弊害を防止するために、障害福祉サービス等事業者の責務を条文化して、事業者は障害者および障害児の権利擁護をそのサービス提供の前提とし、決して事業者の利益を優先してはならないことを規定する必要があります。
2. 既存のグループホームについては利用者の意向を十分に尊重することを前提として、さらなる地域移行を促し、複雑・多様化した社会課題における自立を支援する機能を有する通過型グループホームを新たな類型として創設する必要があると考えます。
3. 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が「一般的な相談」も受けられる仕組みの導入が必要です。
4. 基幹相談支援センターを必置制として、一定の人口に対する精神保健福祉士等専門職の人員配置基準等を定める必要があると考えます。
5. 市町村における申請から支給決定までの期間の長さや支給決定の判断のばらつきなどの格差を是正するため、障害支援区分の認定は、申請後 30 日以内に決定される仕組みとし、申請から支給決定までの間の暫定プランを原則として

認めるとともに、必要な財政措置を講じる必要があります。また、全国共通の評価軸を策定して、市町村の自己評価を公開するなどの仕組みの導入が必要です。

## II 障害福祉サービス等報酬に係る意見

1. すべての障害福祉サービス等において、ピアサポート体制加算等の創設が求められます。
2. 自立訓練（生活訓練）において、就労継続支援B型に設けられている地域協働加算の対象活動を参考として「地域づくり活動」を評価する必要があります。
3. 地域定着支援において、地域定着支援台帳へのクライシスプラン等の記載欄の追加、自己対処能力の向上や社会資源のマネジメントに着目した個別支援計画の作成を必須として、緊急時以外の支援の評価が必要です。
4. 自立生活援助において、集中支援加算（仮称）の創設や利用者が入院した場合の支援やケア会議参加等の評価が必要です。
5. 地域移行支援においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用者の減少傾向に鑑みて、事業者の実績評価に対する配慮が必要です。

## III その他の要望事項

1. 地域移行を希望する人の住居確保の観点から、（自立支援）協議会と居住支援協議会が協働する仕組みの導入が必要です。
2. 宿泊型自立訓練において、共同生活援助の入居者に対する家賃助成（特定障害者特別給付費）と同様に、利用者の室料助成制度の創設が必要と考えます。
3. 障害者雇用事業所や就労継続支援事業所などへの優先発注などに対して、協力企業へのインセンティブが働くような横断的な仕組みを作る必要があります。

以上